

議員提出議案第8号

アスベスト建材製造企業の賠償実行と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

提出者	12番	安西	まさのぶ	13番	梅沢	とよかず
	20番	かわごえ	誠一	28番	清水	こういち
	31番	中村	しんご	32番	下山	しんいち
	33番	小山	たつや	34番	秋本	とよえ
	35番	秋家	聡明	38番	米山	真吾

葛飾区議会議長 峯岸良至 殿

アスベスト建材製造企業の賠償実行と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和3（2021）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下した。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」を成立させ、令和4（2022）年1月に給付金制度が開始された。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていない。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状がある。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時において、多くのマスコミ報道でも指摘されている。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければならない。

よって、本区議会は政府に対し、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、アスベスト建材企業に早急に賠償を実行するよう求めるとともに、建設アスベスト給付金

法の改正を早期に実施することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。